

別紙 4

高千穂大学ゼミナール連合規約

(名称)

第1条 本ゼミナール連合は高千穂大学ゼミナール連合（以下本会という）と称する。

(目的)

第2条 本会は本学教育におけるゼミナール重視の本旨にのっとり、各ゼミナール相互の連絡、親睦と研さんを図ることをもって目的とする。

(組織)

第3条 本会は本学、学部のゼミナールの各ゼミナール（ゼミⅠを除く）に籍をおく全学生をもって会員とする。

2 本会に各ゼミナールの代表者1名で組織するゼミナール連合委員会（以下ゼミ連委員会という）を置く。

(本部)

第4条 本会は本部を高千穂大学内に置く。

2 本部の名称をゼミナール連合本部（以下ゼミ連本部という）とする。

(顧問、役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

顧問	若干名
委員長	1名
副委員長	1名
各局員	若干名
学友会幹事	若干名

2 各ゼミの代表者1名をゼミナール連合委員とする。

第6条 顧問は教務委員長及び教務常任委員がこれにあたる。

2 委員長・副委員長及び本部役員は各ゼミナールより推薦された者と前年度から継続する役員を毎年度当初のゼミ連委員会において承認することにより決定される。

3 ゼミナール連合委員会は各ゼミナールから選出された1名とし原則としてゼミ長以外のゼミ生から選出する。

第7条 顧問は委員長以下の役員に助言する。

2 委員長は本部役員の職務分担（議長・副議長・会計・企画・書記・その他）を決定し、本会の業務を統括処理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは代行する。

3 ゼミナール連合委員はゼミ連本部と各ゼミとの連絡調整を行うとともに諸行事の準備、運営にあたる。

(ゼミナール連合本部)

第8条 本会は委員長・副委員長及び本部役員をもってゼミ連本部を組織する。

2 ゼミ連本部は顧問の諮問に応ずるほか、規約の規定・改廃・諸行事の基本、その他委員長において必要と認める事項を審議する。

3 ゼミ連本部は委員長が必要と認める場合これを招集する。

(ゼミナール連合委員会)

第9条 ゼミ連委員会（以下ゼミ連委員会）は本会の運営に関する重要事項について審議する。

2 ゼミ連委員会は原則として毎月1回、委員長がこれを招集する。

(活動等)

第10条 本会において必要とする経費及び物品は教務課において調達支給する。

第11条 本会の業務年度は4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 本会は第2条の目的を達成するため、第8条及び第9条の定めるところにより、次の諸活動を行なう。

(1) 各ゼミナールの連絡、親睦及び研さんに関すること

(2) 各ゼミナールの研究発表に関すること

(3) 各ゼミナールの募集支援に関すること

(4) その他本会の目的達成に寄与すると認められること。

(事務引継)

第13条 毎年4月にゼミ連本部に於て所要の引継者を選定し、いっさいの事務及び物品を引き継ぐものとする。

(改正)

第14条 この規約はゼミ連本部及びゼミ連委員会の決議により顧問の承認を経て委員長が改正するものとする。

附 則

この規約は昭和53年4月1日より施行する。

この規約は平成10年4月1日より施行する。

この規約は平成13年4月1日より施行する。

この規約は平成15年4月1日より施行する。

この規約は平成16年4月1日より施行する。

この規約は平成25年4月1日より施行する。